

記載例 30 遺族補償年金請求書

様式第 14 号

遺族補償年金請求書
遺族特別支給金申請書
遺族特別援護金申請書
遺族特別給付金申請書

1 号紙

認 定 番 号 0000-0000

地方公務員災害補償基金東京都支部長 殿		請求 (申請) 年月日 平成29 年4 月12 日				
下記の遺族補償年金 (遺族特別支給金) 遺族特別援護金 遺族特別給付金 を請求 (申請) します。		請求 (申請) 者 (代表者) の住所 東京都〇〇区〇〇町1-1-1 氏 名 江戸美子 (江) 死亡職員との続柄 妻 個 人 番 号				
1	所属団体名 東京都	所属部局名 〇〇局〇〇部				
死亡職員に 関する事項	氏 名 江戸辰男	職 名 常 勤 主 事 令第1 条職員				
	昭和46 年 3 月 28 日生 (45 歳)	死 亡 平成28 年 4 月 19 日				
	負 傷 又 は 発病の年月日 平成28 年 4 月 16 日	年 月 日				
2 請求の事由 ☐ 職員の死亡 ☐ 先順位者の失権 ☐ 胎児であった子の出生 ☐ 先順位者の所在不明						
3 請求者及び 遺族補償年 金を受ける ことができる 遺族	氏 名	生年月日	年 齢	住 所	死亡職員との続柄	備 考
	江戸美子	S48.2.1	43	東京都〇〇区〇〇町1-1-1	妻	(請)
	// 一郎	H11.3.1	17	//	子	(生)
	// 友子	H13.5.1	14	//	子	(生)
4 既に遺族補 償年金を受 けている者	氏 名	生年月日	年 齢	住 所	死亡職員との続柄	備 考
5 遺族補償 年金請求金 額の計算		(平均給与額) (乗ずべき数) $17,005 \text{ 円} \times 223 \times \frac{1}{1} = 3,792,115 \text{ 円}$ (受給権者の数)				
6 遺族補償 年金請求金額		☒ 受給権者が 1 人の場合又は 代表者を選任しない場合 ☐ 代表者を選任した場合 3,792,115 円				
7 他法年金保険の受給関係		☒ 遺族厚生年金の被保険者であった。 ☐ 被保険者ではなかった。				
8 遺族特別支給金 遺族特別援護金 申請金額 の計算		遺族特別支給金 $3,000,000 \text{ 円} \times \frac{1}{1} = 3,000,000 \text{ 円}$ (受給権者の数)		遺族特別援護金 $10,550,000 \text{ 円} \times \frac{1}{1} = 10,550,000 \text{ 円}$ (受給権者の数)		
9 遺族特別給付金 申請金額の計算	(平均給与額) (乗ずべき数) (A) $17,005 \text{ 円} \times 223 \times \frac{20}{100} \times \frac{1}{1} = 758,423 \text{ 円}$ (受給権者の数)					
	(乗ずべき数) (B) $1,500,000 \text{ 円} \times \frac{223}{365} \times \frac{1}{1} = 916,438 \text{ 円}$ (受給権者の数)					
10 遺族特別支給金 遺族特別援護金 申請金額 遺族特別給付金		☒ 受給権者が 1 人の場合又は 代表者を選任しない場合 ☐ 代表者を選任した場合				遺族特別支給金 3,000,000 円 遺族特別援護金 10,550,000 円 遺族特別給付金 758,423 円
11 送金希望の 場合	振込先金融 機 関 名	〇〇 銀行 〇〇 支 店		* 年金決定年額	☐ 受給権者が 1 人の場合又は 代表者を選任 しない場合 ☐ 代表者を選任 した場合	円
	振 込 み	☒ 普通預金 ☐ 当座預金		* 特別支給金 決 定 金 額		円
		口 座 番 号 1234567		* 特別援護金 決 定 金 額		円
		預金名義者 江戸美子		* 特別給付金 決 定 年 額		円
	送金小切手	受取先金融 機 関 名	銀行 支 店	* 通 知	平成 年 月 日	
	そ の 他			* 年金証書の番 号	第 号	
* 受 理		平成 年 月 日		* 年金・特別給付金 支給開始年月	平成 年 月	
				* 特別支給金・特別 援護金の支払	平成 年 月 日	

受給権者

受給資格者

別紙「平均給与額算定書」
で算定した額

請求者本人の口座を記入

〔注意事項〕裏面参照。

銀行に届けている口座名義を正確に記入

平均給与額算定書

2号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	江戸辰男 昭和46年 3 月 28 日生	補償の種類	遺族補償年金
-------------------	-------------------------	-------	--------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	28年1月1日から 28年1月31日まで	28年2月1日から 28年2月28日まで	28年3月1日から 28年3月31日まで	計	備考	
総日数	31日	28日	31日	90日	行(-) 3-73	
勤務した日数	23日	20日	23日	66日		
控除日数	日	日	日	日		
給	給料	373,400円	373,400円	373,400円		1,120,200円
	扶養手当	33,500円	33,500円	33,500円		100,500円
	地域手当	73,242円	73,242円	73,242円		219,726円
	住居手当	円	円	円		0円
	通勤手当	10,000円	10,000円	10,000円		30,000円
	時間外勤務手当	30,000円	20,000円	10,000円		60,000円
	宿日直手当	円	円	円		円
	与	円	円	円		円
与	円	円	円	円		
与	円	円	円	円		
与	円	円	円	円		
計	520,142円	510,142円	500,142円	1,530,426円		
(A) 法第2条第4項本文による金額			寒冷地手当			
(給与総額) (総日数) 1,530,426円 ÷ 90 = 17,004円 73銭 (イ)			災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額 円 × 5 ÷ 365 = 円 銭 (ロ)			
(イ) + (ロ) =			17,004円 73銭			
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
(日、時間又は出来高払制によ って定められた給与の総額) 60,000円 ÷ 66 × $\frac{60}{100}$ = 545円 45銭 (ハ) (その他の給与の総額) (総日数) 1,470,426円 ÷ 90 = 16,338円 06銭 (ニ)						
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 16,883円 51銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)						
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額) $\left[\frac{\text{ } \times 5}{365} + \text{ } \right] \times \text{ } - \text{ } = \text{ } \text{円} \text{銭} \text{(ホ)}$ (控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭 (ヘ)						
(ホ) + (ヘ) = 円 銭 (ト)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)						
$\left[\frac{\text{ } \times 5}{365} \times \text{ } \right] + \text{ } - \text{ } \text{円} \text{銭} = \text{ } \text{円} \text{銭}$ (総日数) (控除日数) 日 - 日						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)						
(日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)) (勤務した日数(控除日を除く)) 円 ÷ $\frac{60}{100}$ = 円 銭 (チ)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ)						
$\left[\frac{\text{ } \times 5}{365} \times \text{ } \right] + \text{ } - \text{ } \text{円} \text{銭} = \text{ } \text{円} \text{銭} \text{(リ)}$ (総日数) (控除日数) 日 - 日						
(チ) + (リ) = 円 銭						

[注意事項] 別紙参照

職員の死亡した日

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)	
円 ÷ = 円 銭	
①災害発生の日 (平成 年 月 日) における基本的給与の月額 職給料表 級 号	②補償事由発生日 (平成 28 年 4 月 19 日) における基本的給与の月額 行(一) 職給料表 3 級 77 号給
給 料 給 円 扶 養 手 当 円 地 域 手 当 円 特勤手当又はへき地勤手当 円	給 料 378,400 円 扶 養 手 当 33,500 円 地 域 手 当 74,142 円 特勤手当又はへき地勤手当 円
計 円	計 486,042 円
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)	
円 ÷ 30 = 円 銭	
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)	
486,042 円 ÷ 30 = 16,201 円 40 銭	
(G) 規則第3条第4項による金額	
災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	
円 ÷ 30 = 円 銭(ヌ)	
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額	
円 銭(ル)	
(ル) (総務大臣が定める率)	
円 銭 × = 円 銭	
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)
	円 ÷ 30 = 円 銭
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額
	災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)
	円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ)
(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額	
円 銭(ワ)	
(ワ) (総務大臣が定める率)	
円 銭 × = 円 銭	
(J) (H)(I)以外の金額	
円 銭	
(K) 規則第3条第7項による金額	
円	
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢	
45 歳	
最高限度額 23,924 円	最低限度額 6,865 円
昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 ☐ 有 ☒ 無	
2 平均給与額	
17,005 円 (A) による金額	
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 平成 29 年 〇 月 〇 日	
所在地 新宿区西新宿2-8-1	
所属部局の 名称 〇〇局〇〇部	
長の職・氏名 所属 長	

補償事由発生日の属する年度の
4月1日現在の年齢

